

災害時に備えてストマ用装具の保管を行います

災害時に住居が被災し、ストマ用装具が持ち出せなくなった場合に備えて、湯河原町では、自己所有のストマ用装具1週間分をお預かりし、保管いたします。ご希望の方は、役場社会福祉課で申請を行ってください。

対象者

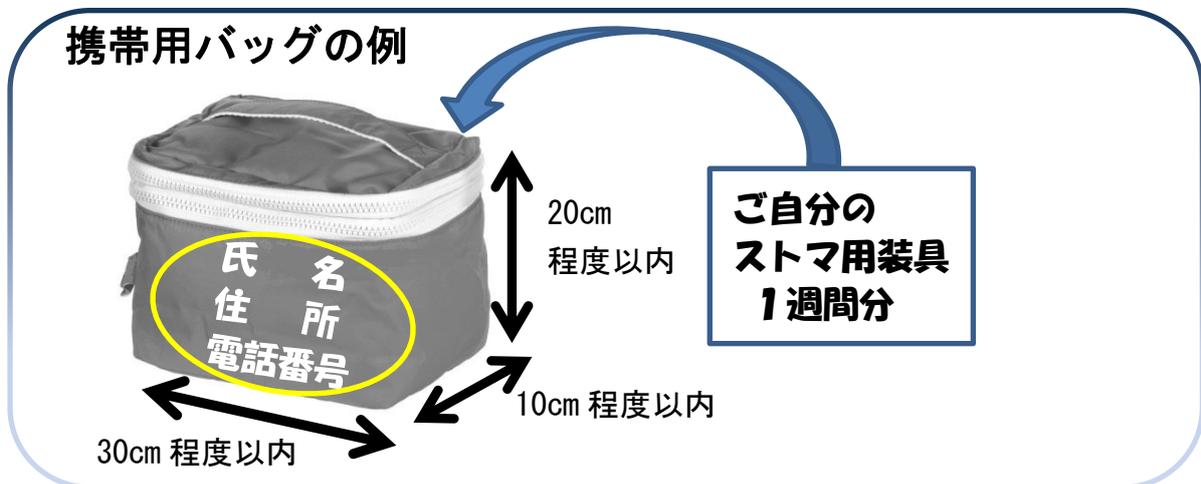
町内に住所があり、ストマ用装具をご使用されている方

申請方法

- 1 「携帯用バッグ」に住所・氏名・電話番号を記載し、ご自分のストマ用装具を1週間分入れて持参してください。
- 2 「申請書兼同意書」に必要事項を記入のうえ、携帯用バッグと一緒に提出してください。

※ 携帯用バッグは、各人でご用意ください。

携帯用バッグの例



保管期間

保管期間は概ね1年間です。(ただし、初回に限り保管期間は次の11月まで) 終了時期になりましたら、町から文書により連絡いたしますので、受け取りに来ていただきます。この際、新しいストマ用装具の保管を申請することができます。

※ 故意又は重過失による破損を除き、町はストマ用装具の品質管理などの責は負いません。

※ 終了時期を過ぎても受け取りに来ていただけない場合、町でこのストマ用装具を破棄することがあります。

保管場所

湯河原町保健センター

災害時の対応

役場にストマ用装具を受け取りに来ていただきます。なお、災害の状況により、柔軟に対応いたします。

申請・問合せ

湯河原町役場社会福祉課障がい福祉係

電話 0465-63-2111 (内線 311・312)

FAX 0465-62-2940

Mail fukushi@town.yugawara.kanagawa.jp